法令名及び条項	処分の概要	担当課名
化製場等に関する法律(昭和23	動物の飼養又は収容の許可	生活衛生課
年法律第 140号) 第 9 条第 1 項		

- 1 審査基準は、次のとおりとする。
  - (1) 施設の設置場所が、岩手県化製場等に関する法律施行条例(以下、「県条例」という。)第5条に規定する区域であること。
  - (2) 法施行令第1条第1項各号に規定する種類の動物を飼養又は収容する施設であること。ただし、法施行令第2条に規定する施設を除く。
  - (3) 県条例第6条に規定する数以上の動物を飼養又は収容すること。
  - (4) 当該施設の構造設備が、県条例第7条に規定する基準に適合していること。
  - (5) 法第5条第1項の第1号から第3号に規定する要件を満たすことができる施設であること。
  - (6) 盛岡市化製場等に関する法律施行細則第4条に基づく動物飼養(収容)許可申請書によること。
- 2 標準処理期間は,10日とする(祝日休日等の閉庁日を除く)。
- 備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し 出てください。